

公告

令和6年6月24日

豊橋市長 浅井 由崇

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

豊橋市総合老人ホーム入所者等給食業務

(2) 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和6年12月1日から令和9年11月30日まで

※契約締結後から業務開始までの間に準備期間を設ける。

(4) 業務場所

豊橋市飯村町字高山11番地の65

(5) 契約上限金額

金207,418千円【令和6年度：23,006千円 令和7年度：69,134千円 令和8年度：69,143千円 令和9年度：46,135千円】(消費税及び地方消費税を含む。)

(6) 予定喫食数

年間164,600食(年間 朝・夕 各39,500食、昼・おやつ 各42,800食)

(7) その他

豊橋市公契約条例に規定する特定公契約の対象業務

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

① 令和6・7年度豊橋市入札参加資格者名簿の大分類：役務の提供等、中分類：給食 について登録されていること。

② 愛知県内の本店(本社)、支店又は営業所等で、本市に登録していること。

③ 平成31年度以降において愛知県内の老人福祉施設等で高齢の入所者向け給食業務(献立作成、食材の調達から調理、配膳・片付けまでの一連の業務)を受託した実績を有する者で、かつ医療関連サービスマーク認定事業者であること。

(2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- ②「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領」による入札参加停止の期間がないこと。
- ③「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒440-0833

愛知県豊橋市飯村町字高山11番地の65 豊橋市総合老人ホームつつじ荘

電 話：0532-61-2013

ファックス：0532-64-1314

電子メールアドレス：sogorojin@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市総合老人ホームつつじ荘：<https://www.city.toyohashi.lg.jp/60440.htm>

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和6年7月8日（月）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和6年8月9日（金）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

※ 副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと

エ 提出方法

持参(土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る)とする。

4 評価の方法及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「豊橋市総合老人ホーム入所者等給食業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 本審査(プレゼンテーション、ヒアリング)

日程 令和6年8月16日(金)以降順次

時間、場所及び留意事項等については、別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が契約上限金額を超える提案

オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他詳細は、「豊橋市総合老人ホーム入所者等給食業務プロポーザル実施要領」による。

(4) 本業務は、豊橋市公契約条例(平成27年豊橋市条例第43号)第2条第2号に規定する特定公契約の対象となり、特定された契約候補者と締結する本契約においては、同条例第6条から第12条に掲げる事項を定める。